

総合施設のイメージ

総合施設は社会全体で子育てを支えていく「次世代育成支援システム」の中に位置付けられた施設として、保育所や幼稚園などとともに地域の子育てを支えていきます

保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づく養護と教育を提供します

〔職員配置〕・質の高い養護と教育内容の確保が基本(現行の職員配置に準ずる)

9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00

開園

※保育時間は8時間が基本となります。

(短時間の子どもの養護と教育の提供にも柔軟に対応します)

就学前の子どもの養護・教育を一体として捉えた一貫した保育の提供

閉園

※オプションで
早朝・延長保育

養護・教育(保育)

食事
(食育の推進)

午睡

おやつ

養護・教育(保育)

開所時間 8時間 (この時間の範囲内で短時間の子どもにも柔軟に対応します)

〔利用料〕

市町村ごとに一律の
利用料基準を設定

開所日数:月曜日～金曜日(年間約250日開所)

開所時間:9:00～17:00(8時間開所)

※オプションで開所日数・時間を延長できる

所得や就労に
応じた利用者へ
の助成あり

職員室・保健室スペース

調理室スペース

養護と教育の一環として
「食育」を推進します

子育て支援スペース(子育て支援室)

〔子育て支援と放課後児童の専任の職員を配置〕

①いつでも気軽に子育て相談・支援を受けられます

- ・育児不安についての相談事業
- ・子育てサークル等の育成・支援
- ・子育てに関わる情報の提供 など

②時間の長短や日数に関わらず、いつでも子どもを預かります。

(一時保育の提供、特定保育の提供)
※預かる子どもの人数によって職員配置

③放課後児童も預かります

・概ね10歳未満の放課後児童

※オプションで
病後児保育、ファミリーサポート
センターなど、その他の子育て支援事業

地域の関係機関との連携

〔総合施設の財源〕

①利用者からの利用料 ②国・地方・企業等も含めた国民全体が等しく経費を負担する仕組み